

環境負荷低減事業活動の実施に関する計画

1 実施内容に対応する同意基本計画の名称

青森県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画

2 申請者等の概要

申請者（代表者）

- ①氏名又は名称：農林 太郎
- ②住所又は主たる事務所の所在地：〒030-8570 青森市長島 1－1－1
- ③連絡先
- ・電話番号：017-722-1111
 - ・E-mailアドレス：nosui@pref.aomori.lg.jp
 - ・担当者名：農林 次郎
- ④業種：☒ 耕種農業 ☐ 畜産業 ☐ 林業 ☐ 漁業

3 環境負荷低減事業活動の実施に関する事項

(1) 農林漁業経営の概況

経営面積 25ha（水稻20ha、大豆5ha）
労働力 家族2名、臨時雇用3名

※全体の経営面積と環境負荷低減に取り組む品目の経営面積をここで記入してください。

(2) 環境負荷低減事業活動の類型

- ☒ a 有機質資材の施用による土づくり及び化学肥料・化学農薬の使用減少
- ☐ b 温室効果ガスの排出の量の削減
- ☐ c 土壌を使用しない栽培技術の実施及び化学肥料・化学農薬の使用減少
- ☐ d 家畜のふん尿に含まれる窒素、リンその他の環境への負荷の原因となる物質の量の減少
- ☐ e 餌料の投与等により流出する窒素、リンその他の環境への負荷の原因となる物質の量の減少
- ☐ f 土壌炭素貯留に資する土壌改良資材の農地又は採草放牧地への施用
- ☐ g 生分解性プラスチック資材の使用その他の取組によるプラスチックの排出若しくは流出の抑制又は化石資源由来のプラスチックの使用量削減
- ☐ h 化学肥料・化学農薬の使用減少と併せて行う生物多様性の保全

(3) 環境負荷低減事業活動の推進方向

稲わらすき込みによる地力向上に取り組む。
有機質由来の成分を含む肥料と温湯種子消毒の実施により、化学肥料・化学農薬の低減を目指す。

(4) 環境負荷低減事業活動の実施期間

実施期間：令和5年10月 ～ 令和10年9月（目標年度） ※目安は5年間です。

(5) 環境負荷低減事業活動の内容及び目標

（土づくり、化学肥料・化学農薬の使用減少に取り組む場合）

品目	実施内容（導入する生産方式）	資材の使用量等
米	（有機質資材の施用） 稲わらを秋起こしですき込む （令和5年度から実施）	（現状） 10ha
		（目標） 20ha
	（化学肥料の施用減少） 施用する窒素成分量のうち3割以上を有機質由来の肥料とする（令和6年度から実施）	（現状） 化学成分8.0kgN/10a
		（目標） 化学成分5.5kgN/10a
	（化学農薬の使用減少） 温湯種子消毒により化学合成農薬を減らす （令和6年度から実施）	（現状） 農薬成分回数20回
		（目標） 農薬成分回数18回
	環境負荷低減事業活動 の取組面積等	（現状） 0ha
		（目標） 20ha

※「実施内容」と「資材の使用量等」には、取組前後の変化がわかるよう、できるだけわかりやすく具体的に記入してください。

(6) 経営の持続性の確保に関する事項

申請者名：	現状 （4年12月期）	目標 （9年12月期）
ア：経営規模	25ha	25ha
イ：売上高	3,000万円	3,000万円
ウ：経営費（生産コスト）	2,000万円	1,900万円
エ：所得（イ－ウ）	1,000万円	1,100万円

※現状は取組前年度の実績、目標はその5年後（実施期間が5年間の場合）とします。

(7) 環境負荷低減事業活動の実施体制

実施体制 家族2名＋臨時雇用3名
実施責任者 農林 太郎

4 環境負荷低減事業活動に必要な資金の額及びその調達方法

該当なし

5 特例措置の活用に関する事項

なし

6 環境負荷低減事業活動の実施に当たっての配慮事項

☒ 適正な施肥

施肥は、作物に栄養を補給するために不可欠であるが、過剰に施用された肥料成分は環境に影響を及ぼす。このため、都道府県の施肥基準や土壌診断結果等に則して肥料成分の施用量、施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行う。

☒ 適正な防除

病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合に、必要に応じて防除手段を適切に組み合わせて、効果的・効率的な防除を励行する。また、農薬を用いる場合は、使用、保管は関係法令に基づき適正に行う。

☒ エネルギーの節減

温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制や資源の有効利用等に資するため、ハウスの加温、穀類の乾燥など施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率的なエネルギー消費がないよう努める。

☐ 悪臭及び害虫の発生防止

家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生は、主として畜舎における家畜の飼養過程や家畜排せつ物の処理・保管過程に起因し、畜産経営への苦情発生要因の中の多くを占めることから、その防止・低減に資するため、畜舎からのふん尿の早期搬出や施設内外の清掃など、家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生を防止・低減する取組を励行する。

☒ 廃棄物の発生抑制、適正な循環利用及び適正な処分

循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は関係法令に基づき適正に行う。また、作物残さ等の有機物についても利用や適正な処理に努める。

☒ 生産情報の記録及び保存

生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等の記録を保存する。

☒ 生物多様性への悪影響の防止

農林漁業は地域の自然環境を形成・維持し、生物多様性に大きな役割を果たしていることを踏まえ、水田の中干しの実施に当たって水生生物の生息環境の保全に配慮するなど、生物多様性への悪影響を防ぐよう努める。